

## 有床診療所整備計画について

## 1 設置予定の診療所

根拠法令	医療圏	1. 名称 2. 所在地 3. 開設者 4. 標榜科目	開設病床数 (床)			備考
			現在	増加	計	
医療法施行規則第1条の14第7項	東三河南部	1. (仮称) リバーベルクリニック 2. 豊川市本野ケ原二丁目 22 番 3. 安藤 勝秋 4. 産科、婦人科、小児科	0	15	15	平成 28 年 11 月開設予定

(参考)

医療法施行規則第1条の14第7項

三 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

## 2 診療所の届出基準

医療法施行規則に定める場合 (医療法施行規則第1条の14第7項)	届出基準 (H20.10.6 愛知県医療審議会で承認されたもの)
(3号) 前2号に規定するもののほか、 <b>小児医療、周産期医療</b> その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。	○小児医療 ア 小児科又は小児外科を標榜すること。 イ 小児科専門医(日本小児科学会認定)又は小児外科専門医(日本小児外科学会認定)の資格を有する者が管理者となること。  ○周産期医療 ア 産科又は産婦人科を標榜すること。 イ 分娩を取扱うこと。 ウ 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。